



鳥取県公報

平成 29 年 6 月 2 日 (金)
第 8 9 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (414) (福祉監査指導課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (415) (東部農林事務所) 2
	土地改良区の役員の就退任 (416) (西部総合事務所農林局) 2
	開発行為に関する工事の完了 (417) (西部総合事務所生活環境局) 3
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (11) 4
◇ 公 告	平成29年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (人事委員会事務局任用課) 4
	平成29年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 7
	平成29年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度) の実施 (〃) 9
	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 13
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (5 件) (情報政策課) 16
	落札者の決定 (鳥取県立中央病院) 18

告 示

鳥取県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
岡本歯科クリニック	鳥取市桂木800	平成29年4月20日

鳥取県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年6月2日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 誠 鳥取市江津638
 // 浜 橋 謙 二 鳥取市江津685
 // 村 上 力 鳥取市江津1287
 // 新 田 一 郎 鳥取市江津679
 // 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 監 事 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 // 高 田 忠 治 鳥取市江津635

平成29年4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 誠 鳥取市江津638
 // 浜 橋 謙 二 鳥取市江津685
 // 村 上 力 鳥取市江津1287
 // 新 田 一 郎 鳥取市江津679
 // 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 監 事 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 // 松 浦 典 慶 鳥取市江津631

平成29年4月13日就任 任期2年

鳥取県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年6月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事	杉 谷 愛 象	西伯郡大山町平297
”	角 田 直 史	西伯郡大山町神原173
”	金 田 一 男	西伯郡大山町中高16
”	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219－2
”	亀 山 睦 巳	西伯郡大山町野田30
”	梅 実 茂 良	西伯郡大山町清原151
”	下 嶋 一 正	西伯郡大山町唐王706
”	谷 野 謙 一	西伯郡大山町上万448
”	山 根 秀 之	西伯郡大山町上万743
”	金 川 達 男	西伯郡大山町稲光24
”	山 根 泰次郎	西伯郡大山町稲光16
”	来 海 栄	西伯郡大山町荘田645
”	大 場 兵 輔	西伯郡大山町妻木683
監 事	汐 田 博 史	西伯郡大山町妻木467
”	小 原 範 雄	西伯郡大山町唐王693

平成29年3月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	杉 谷 幸 秀	西伯郡大山町平279
”	角 田 直 史	西伯郡大山町神原173
”	金 田 一 男	西伯郡大山町中高16
”	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219－2
”	大 江 量 基	西伯郡大山町野田40－1
”	梅 實 康 寛	西伯郡大山町清原156
”	下 嶋 一 正	西伯郡大山町唐王706
”	谷 野 俊 紀	西伯郡大山町上万413
”	山 根 潤 一	西伯郡大山町上万438
”	金 川 達 男	西伯郡大山町稲光24
”	山 根 泰次郎	西伯郡大山町稲光16
”	田 中 満 信	西伯郡大山町荘田74
”	汐 田 数 義	西伯郡大山町妻木505
監 事	汐 田 博 史	西伯郡大山町妻木467
”	小 原 範 雄	西伯郡大山町唐王693

平成29年4月2日就任 任期4年

鳥取県告示第417号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年6月2日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年3月15日 鳥取県指令第201600189429号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市芝町字下川底950－1、951の一部、953－6、953－7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市元町25

株式会社ケンズホーム 代表取締役 遠藤 健司

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年6月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																								
1 略		1 略																								
2 老人ホーム		2 老人ホーム																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三津白寿苑 <u>三津白寿苑（ユニット型）</u></td> <td>鳥取市三津869－7</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>皆生みどり苑 <u>皆生みどり苑（ユニット型）</u></td> <td>米子市皆生新田二丁目3－1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		三津白寿苑 <u>三津白寿苑（ユニット型）</u>	鳥取市三津869－7	略		皆生みどり苑 <u>皆生みどり苑（ユニット型）</u>	米子市皆生新田二丁目3－1	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三津白寿苑</td> <td>鳥取市三津869－7</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>皆生みどり苑</td> <td>米子市皆生新田二丁目3－1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		三津白寿苑	鳥取市三津869－7	略		皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3－1	略	
施設名	所在地																									
略																										
三津白寿苑 <u>三津白寿苑（ユニット型）</u>	鳥取市三津869－7																									
略																										
皆生みどり苑 <u>皆生みどり苑（ユニット型）</u>	米子市皆生新田二丁目3－1																									
略																										
施設名	所在地																									
略																										
三津白寿苑	鳥取市三津869－7																									
略																										
皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3－1																									
略																										
3・4 略		3・4 略																								

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年6月2日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

- 試験の名称
平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））
- 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		4名程度
警察官（女性）		1名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度
警察官（自己推薦）		3名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 対象となる職
警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額217,600円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成30年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの

(2) 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次に該当する者

ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位3段以上を有する者

イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位3段以上を有する者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務又は情報処理において一定の資格等を有する者に加点。警察官（男性）又は警察官（女性）の受験者に限る。）及びアピール論文（警察官（自己推薦）の受験者に限る。）

(2) 試験期日

平成29年9月17日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験（警察官（自己推薦）の受験者を除く。）、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（警察官（男性）〈武道〉の受験者に限る。）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務執行に支障がないこと。	
聴力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成29年11月9日（木）及び同月10日（金）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と資格加点の得点を合計した得点（警察官（男性）〈武道〉及び警察官（自己推薦）にあつては、教養試験（多肢選択式）の得点）の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査（警察官（自己推薦）にあつては、適性検査又はアピール論文）を受験しなかった場合も不合格とする。

（2）採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）及び資格加点の得点（警察官（男性）〈武道〉及び警察官（自己推薦）にあつては、教養試験（多肢選択式）の得点）にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査（警察官（自己推薦）にあつては、適性検査及びアピール論文）の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

（1）第1次試験合格者

平成29年10月4日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

（2）採用候補者

平成29年12月14日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

（1）採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

（2）採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として2年間とする。

なお、採用は、原則として平成30年4月1日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成30年4月2日以降の採用となる場合がある。

11 受験手続

（1）受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

（2）受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

（3）受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年7月28日（金）午前0時から同年8月24日（木）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

（ア）受付期間

平成29年7月28日（金）から同年8月31日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成29年8月31日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年6月2日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成29年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	33名程度
警察官（女性）	4名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額174,900円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成30年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性検査及び資格加点（英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務又は情報処理において一定の資格等を有する者に加点）

(2) 試験期日

平成29年9月17日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成29年10月30日（月）から同年11月1日（水）まで（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点と資格加点の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と資格加点の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成29年10月4日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成29年11月24日（金）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として2年間とする。

なお、採用は、原則として平成30年4月1日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成30年4月2日以降の採用となる場合がある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年7月28日（金）午前0時から同年8月9日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成29年7月28日（金）から同年8月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成29年8月14日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年6月2日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成29年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	7名程度
土木	2名程度

警察行政	1 名程度
------	-------

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

(1) 一般事務、土木

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

(2) 警察行政

警察本部等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 150,200 円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

平成 8 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成 30 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

(2) 警察行政以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察行政の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察行政

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(注) 適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考及び採用候補者の決定に使用するものとする。

ウ 土木

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成 29 年 9 月 24 日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第 2 次試験

(1) 試験の実施

警察行政以外の職種については人事委員会が実施し、警察行政については第 2 次試験以降の採用候補者発表の手段を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務及び土木

人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察行政

人物試験（個別面接）、作文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務及び土木

平成29年10月下旬（予定）

イ 警察行政

平成29年10月27日（金）（予定）

(4) 試験会場

ア 一般事務及び土木

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察行政

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

ア 一般事務及び警察行政

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察行政にあつては適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

イ 土木

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察行政

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

ウ 土木

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験にお

いて実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 29 年 10 月 4 日（水）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 29 年 11 月上旬（警察行政は 11 月 24 日（金））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎（警察行政については警察本部庁舎）の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察行政以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 警察行政に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 30 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(2)に定める期日までにこれに定める者に該当する者とならない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 29 年 7 月 28 日（金）午前 0 時から同年 8 月 9 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成29年7月28日（金）から同年8月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成29年8月14日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

（イ） 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- （1） 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、警察行政に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- （2） 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- （3） 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月2日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習に係る警備業務の区分等

（1） 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

（2） 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成29年9月4日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成29年9月5日（火）、同月6日（水）、同月8日（金）及び同月11日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成29年9月7日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成29年9月12日（火）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成29年9月7日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		平成29年9月8日（金）及び同月11日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成29年9月12日（火）	午前8時30分から午後1時まで

2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	平成29年9月4日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成29年9月5日(火)、同月6日(水)及び同月11日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成29年9月8日(金)	午後1時20分から午後5時10分まで
		平成29年9月12日(火)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成29年9月8日(金)	午後0時50分から午後5時10分まで
		平成29年9月11日(月)	午前8時30分から午後5時10分まで
平成29年9月12日(火)		午前8時30分から午後1時まで	
4号警備業務	新規取得講習	平成29年9月4日(月)	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成29年9月5日(火)及び同月6日(水)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成29年9月7日(木)	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成29年9月8日(金)	午前8時30分から午前11時20分まで
		平成29年9月12日(火)	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成29年9月7日(木)	午前11時から午後5時10分まで
		平成29年9月8日(金)	午前8時30分から午前11時20分まで
		平成29年9月12日(火)	午前8時30分から午後1時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎及び鳥取県警察本部庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
 (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第

- 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの
- 7 受講申込書の受付期間
平成 29 年 7 月 10 日（月）から同月 14 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。
- 8 受講申込書の提出先
鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）
- 9 受講申込書の提出部数等
受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6 の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各 1 通を添付すること。
- (1) 6 の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6 の(1)のイに該当する者にあつては、1 級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6 の(1)のウに該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6 の(1)のエに該当する者にあつては、旧 1 級検定に係る合格証の写し
- (5) 6 の(1)のオに該当する者にあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6 の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面
- 10 受講手数料及び納付方法
受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- | 警備業務の区分 | 講習の区分 | 受講手数料 |
|----------------------|--------|----------|
| 1 号警備業務 | 新規取得講習 | 47,000 円 |
| | 追加取得講習 | 23,000 円 |
| 2 号警備業務及び
3 号警備業務 | 新規取得講習 | 38,000 円 |
| | 追加取得講習 | 14,000 円 |
| 4 号警備業務 | 新規取得講習 | 34,000 円 |
| | 追加取得講習 | 10,000 円 |
- 11 その他
- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 6 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 庁内 LAN システムの管理運営及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 29 年 3 月 30 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 |
| 5 契 約 金 額 | 216,483,624 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第 11 条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 6 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成 29 年度庁内 LAN システムに係る設備の賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 29 年 3 月 30 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 |
| 5 契 約 金 額 | 208,104,336 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第 11 条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 6 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成 29 年度データ管理委託業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年 3 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 50,691,960円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特
定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 6 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年 3 月 24 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 72,873,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特
定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 6 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年 3 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 98,730,010円（ただし、各項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特
定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると

その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年6月2日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

- 1 調達件名及び数量 A重油（J I S 1 種 2 号 硫黄分1.0パーセント以下） 700キロリットル
2 契約方式 一般競争入札
3 落札日 平成29年3月24日
4 落札者の名称及び所在地 朝日エナジー有限公司
愛媛県今治市古谷甲548-1
5 落札金額 1キロリットル当たり48,700円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
6 入札公告日 平成29年2月7日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課
及び所在地 鳥取市江津730